

2 納税義務者数又は特別徴収義務者数

	県 民 税					事 業 税		不 動 産 税 取 得 税	県たばこ税
	個 人 分	法 人 分	利子割	配当割	株式等譲渡 所得割	個 人 分	法 人 分		
平成25年度	475,291	19,424	157	2,772	95	4,848	6,974	8,535	7
平成26年度	471,795	19,422	161	2,851	91	5,061	7,204	8,612	8
平成27年度	465,182	19,484	160	3,062	89	5,111	7,338	8,387	8
平成28年度	470,643	19,549	161	2,947	76	5,090	7,444	8,455	522
平成29年度	473,097	19,522	69	2,973	83	5,134	7,683	7,910	618

(単位：人)

	ゴルフ場 利用税	自 動 車 取 得 税	軽油引取税	自動車税	鉾 区 税	狩 猟 税	産 業 廃 棄 物 税
平成25年度	18	36,761	139	305,015	25	1,699	12
平成26年度	17	28,987	136	298,723	21	1,608	12
平成27年度	16	40,752	137	293,930	21	461	12
平成28年度	15	39,704	135	291,514	19	425	12
平成29年度	16	43,498	133	289,224	19	387	12

注 1 この調は、現年課税分について作成した。ただし、県民税及び事業税の法人分は、現事業年度分のみ、事業税の個人分は、現年所得課税分のみ数である。

2 県民税の個人分については、退職所得の分離課税に係るものは除いている。

3 県たばこ税の平成28年度及び平成29年度については、旧三級品の税率引き上げに伴う小売販売業者等に対する手持品課税により増加したものである。